

障害者活躍推進計画

機関名	西尾市
任命権者	西尾市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
西尾市における障害者雇用に関する課題	西尾市は、令和元年6月1日現在での障害者任免状況通報において法定雇用率を達成しているものの、今後も法定雇用率を達成するために、積極的な採用活動が必要である。 また、採用した障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組の実施が課題となる。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 法定雇用率を達成する。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として総合政策部人事課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備するとともに、組織外の関係機関（愛知労働局、西尾公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関）と連携体制を構築する。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者については、愛知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害者が配属されている部署の職員を中心に、愛知労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）など、障害者への理解を深める取組を実施する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、適宜、職務の選定及び創出について検討を行う。必要に応じて組織内アンケート等を実施する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○新規採用職員に対しては採用前・採用後に、また、それ以外の職員に対しては必要に応じて随時面談を実施し、必要な配慮等を把握し措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、面接において意思疎通を図るためのパソコンを用意するなど障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障害者の積極的な採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

	(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、研修等の教育訓練を実施する。
	(5) その他の人事管理	○月必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等の取組を行う。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。